

許可書	納入	予約証明書
月 日	月 日	月 日

完了
月 日

登録番号 _____

その他附属施設等利用許可申請書 (臨時売店(ビュッフェ)用)

指定管理者 都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体
代表団体 公益財団法人 都城市文化振興財団理事長 あて

下記内容に基づき、臨時売店(ビュッフェ)利用を承認していただきますようお願いいたします。

申請日 平成 年 月 日

利用年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (1ヶ月に数回利用の場合:)
利用時間	時 ~ 時
催事名	
取扱飲食物	
販売金額 (単価)	円 ~ 円
持込備品等	(電源を利用する場合は必ず記入)
申請者	申請者(団体名)
	申請者住所 〒
	申請者連絡先 TEL: FAX:
	担当者名 担当者連絡先 TEL:
当日責任者名 (飲食物取扱者)	団体(店舗)名
	責任者名 責任者連絡先 TEL:

《利用申請とご利用について》

- 1 臨時売店(ビュッフェ)が利用できるのは、飲食物を取扱う場合のみとします。
- 2 臨時売店(ビュッフェ)を利用できる条件として、食品衛生管理責任者又は、責任者に委託されていることが必要です。初めてのご利用の場合、資格取得していることがわかる証明書をご提出ください。ただし、指定管理者が認める場合はこの限りではありません。万が一、食中毒等が発生した場合、責任は負いかねますのでご了承ください。
- 3 利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回とし、1回の利用ごとに1,030円徴収します。申請日から2週間以内にお支払いください。
設備を利用された場合は、当日のお支払いとなります。
- 4 申請の期間は、ホールに伴う利用の場合は1年前の同日から、その他の場合は、3ヶ月前の同日から利用当日までです。利用の変更・取消の場合は、期間ごとのキャンセル料が発生します。
- 5 臨時売店(ビュッフェ)の利用内容が飲食物販売又は飲食物無料配布であることに関わらず、利用した時点で利用料金が発生します。
- 6 持込機器を使用する場合、1Kwごとに1区分200円かかります。(単独利用・ホールに伴う利用の場合のどちらも同じ)
- 7 蛇口からの水は、必ず煮沸し使用してください。
- 8 ゴミの回収、後始末は必ず行ってください。
- 9 利用時間は、準備から片づけの時間を含みます。

変更、取消等の説明を受け、了承しました。	お客様確認欄

局長	課長	主事	担当	受付